平成31年第1回上里町議会定例会会議録第6号

平成31年3月18日(月曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第30 特別委員会委員長報告について
- 日程第31 請願・陳情について
- 日程第32 (意見書第5号) 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童 支援員等の処遇改善を求める意見書(案)について
- 日程第33 (意見書第6号) 県民投票の結果を尊重し、沖縄・辺野古基地建設を直ちに 中止することを求める意見書(案) について

出席議員(14人)

1 7/1/												
1番	黛		浩	之	君		2番	髙	橋	茂	雄	君
3番	髙	橋	勝	利	君		4番	飯	塚	賢	治	君
5番	仲	井	静	子	君		6番	猪	岡		壽	君
7番	齊	藤		崇	君		8番	植	原	育	雄	君
9番	植	井	敏	夫	君	1	0番	高	橋	正	行	君
11番	納	谷	克	俊	君	1	2番	沓	澤	幸	子	君
13番	髙	橋		仁	君	1	4番	新	井		實	君

欠席議員 なし

説明のため出席した者なし

事務局職員出席者

事務局長宮下忠仁 主 任横尾慎也

◎開 議

午前10時35分開議

○議長(新井 實君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、 ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第30 特別委員会委員長報告について

○議長(新井 實君) 日程第30、特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。 これより議会活性化特別委員会委員長より、現在までの調査・研究経過報告を求めます。 議会活性化特別委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会活性化特別委員長 納谷克俊君発言〕

○議会活性化特別委員長(納谷克俊君) 議席番号11番、議会活性化特別委員会委員長の納谷 克俊です。

当特別委員会は、平成30年第5回定例会9月議会において、議会基本条例の制定や、議会のペーパーレス化など議会活性化に向けた諸課題についての調査研究を目的として設置をされました。その趣旨に沿い、前期定例会以降も引き続き付議事件に対し、調査研究を行ってまいりましたので、その概要を御報告させていただきたいと存じます。

初めに、第5回特別委員会についてですが、去る1月29日火曜日午前9時から第3委員会室 において開催をいたしました。

協議事項は、タブレット端末の導入について、議会基本条例にかかわる参考文献の考察についての2点であり、以後今日まで同様となっているところであります。

初めに、タブレット端末の導入についてでありますが、導入に向けての環境整備の一環として、前回の委員会において議員に対する通知等を可能なものから電子メール配信としていくとされたところでありますが、今後、一般質問通告書等の各種書式についても電子メールの添付ファイルによる配信とすること、また、一般質問通告書の受領についても電子メールの添付ファイルの受信をもって可とすることなどが確認をされたところであります。

次に、執行部側のタブレット端末の導入へ向けての検討状況について、総合政策課長に説明を求め、課長より、情報化推進委員会における検討内容についての説明を受けたところであります。

その内容については、紙の削減、窓口業務における多言語での対応等、タブレット端末導入によるメリットはあるものの、費用対効果、既存のパソコンなどでも対応可能な部分が多いなどとのことから、導入は当面見送ること、また、他の部分でIT化を進める予算を次年度予算で計上する予定であるとのことでありました。

以上のことも踏まえ、議論を重ねる中で、議会が先行導入をして機器になれるほうがよいのではないか、議会執行部が同時導入することがよりベターである等の意見が出されたところでありますが、平成31年度当初予算への計上は一旦見送り、今後検討を重ねていく中で、必要に応じて補正対応をしていくこととするということで意見の一致が見られたところであります。

続いて、議会基本条例にかかわる参考文献の考察についてですが、この会より、議会事務局 実務研究会議会アドバイザーの吉田利宏先生が地方議会人において執筆、連載をされた「議会 基本条例を議会に活かす・住民に活かす」をもとに各委員持ち回りで単元ごとに要点、論点に ついて発表を行い、それをもとに意見交換を行い、議論を深めていくという協議スタイルを開 始いたしました。

初回については、沓澤議員にまとめ、発表していただき、住民説明会や意見交換会の必要性 についてや、夜間議会の開催、政務活動費の使途公開、議案賛否の公表、会派制について、議 員と区長の関係性などさまざまな意見交換が行われました。

次に、第6回特別委員会についてですが、去る2月18日月曜日、議会運営委員会終了後の午前10時45分から第3委員会室において開催をいたしました。

協議内容については前回同様であり、タブレット端末の導入についてでは、パソコンと併用 してタブレットを導入してもよいのではないか、議会で先行導入することも検討するべきであ る、業者を呼んで勉強会の開催をしたらどうか、タブレット端末導入に先立ち、使用基準を定 める必要がある等の意見が出され、今後、タブレット端末の使用基準、ガイドラインの策定に 向けて取り組んでいくこととされました。

続いて、議会基本条例にかかわる参考文献の考察についてですが、今回は仲井議員にまとめ、 発表をしていただき、請願・陳情の位置づけや、提出者を委員会に呼ぶこと、参考人公聴会制 度の利用について、議会報告会の必要性や広報広聴の充実として、ウェブサイトの活用や議会 だよりの改革、住民参加等についての議論がなされたところであります。

続いて、第7回特別委員会についてですが、今期定例会会期中である3月13日水曜日、各常任委員会の請願・陳情等の審査終了後、午前10時10分から第3委員会室において開催をいたしました。

協議内容については前回、前々回同様であり、タブレット端末の導入についてでは、前回委員会で確認をされたとおり、タブレット端末の使用基準、ガイドラインの策定について協議をいたしました。その中で、先進議会の例を参考にしたらどうかとの意見が出され、次回委員会時において資料として配付された1区3市の使用基準、ガイドラインについて検討を加えることといたしました。そして、本年5月ごろを目途に素案を作成することとしたものであります。続いて、議会基本条例にかかわる参考文献の考察についてですが、今回は齊藤議員にまとめ、

発表をしていただき、議決責任の意味や、会議原則公開、議案に対する賛否の公表や議会傍聴 について、一般質問や議案質疑における一問一答方式の導入、反問権、反論権などについて議 論を深めました。

会議の公開については、委員会の公開が進んでいない、全員協議会をどのように取り扱うのか、会期日程についての事前公表及びその手段、傍聴人への議案配付対応、氏名、住所の記載の必要性、また、質問時における発言席の設置や、議案に対する賛否の公表などについてなどさまざまな課題について率直な意見交換が行われたところであります。

そして、すぐにでも取り組み可能な事案といたしまして、議会だよりにおける会期日程の事 前公表、議案に対する賛否の公表について今期定例会中に全員協議会の開催を求め、その中で 説明を行い、議員全員の同意を得た上で実施していくとの方針が確認されたところであります。

最後に、今後の委員会のスケジュール及び協議内容の進捗状況について委員より御提案をいただき、次回定例会以降については、会期中に2回の特別委員会を開催するということで一致 したところであります。

当特別委員会発足から半年ほど経過したところでありますが、まだまだ事前調査の域である という状態であります。今後、さらに協議内容を充実、発展させ、当特別委員会に課せられた 使命を果たすべく調査研究を継続してまいります。

以上で議会活性化特別委員会調査研究報告といたします。

○議長(新井 實君) 以上で、議会活性化特別委員会委員長の調査研究経過報告を終わります。

この際、議会活性化特別委員会委員長の調査研究経過報告に対して、質疑があれば順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議会活性化特別委員会委員長に申し上げます。

今期定例会に調査研究終了の報告がありませんので、引き続き調査研究をお願いいたします。 以上で、特別委員会委員長報告を終了いたします。

◎日程第31 請願・陳情について

○議長(新井 實君) 日程第31、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託いたしました請願第1号 憲法9条を変えることに反対する意見 書の提出を求める請願についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、 会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。 総務経済常任委員長、猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員長(猪岡 壽君) 議席番号6番、総務経済常任委員長の猪岡壽でございます。

平成30年9月定例議会において、総務経済常任委員会に付託されて、今日まで継続審議となっていました請願第1号 憲法9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願について、去る3月13日午前9時より、委員会室3において委員7名全員出席のもと、慎重に審議いたしました。

審議した結果、請願第1号 憲法第9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願 については不採択といたしました。

その理由につきまして、3つほど申し上げたいと思います。

1つ目は、憲法を改正する場合は、国会議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票において過半数の賛成を得ることが必要となります。憲法の改正について前項の承認を得たときは、天皇は国民の名でこの憲法と一体をなすものとして直ちにこれを公布する憲法第96条があること、2つ目は、私たち議員の支援者にはこの件についてさまざまな意見がありますので、今の状態で9条を変えることに反対する意見書の提出は難しいこと、3つ目は、憲法9条に自衛隊が明記されると、普通の国の軍隊と同様に集団的自衛権の行使という名目で同盟国、アメリカの戦争に自由に参加できる懸念があると請願趣旨にありますが、自衛隊法第3条第1項の自衛隊任務について、次のような条文があります。

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を守ることを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとするとあります。

自衛隊は専守防衛隊であります。また、近年わが国で多発している地震や豪雨などの復旧に おいてもなくてはならぬ存在なのです。また、防衛についても、海洋進出を目指す中国の存在 と北朝鮮の核兵器保持も我が国にとって大変脅威です。そういった東アジアの情勢からも、自 衛の範囲での抑止力も我が国には必要でございます。

以上の理由から請願第1号 憲法9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願については不採択といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(新井 實君) 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) ただいま、総務経済常任委員長から3つの理由で不採択という報告がありましたけれども、さまざまな意見ということはあると思います。しかしながら、今、どういう機関でのアンケートをとっても、安倍自公政権のもとでの9条憲法改悪に対しては反対というのが多数だと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

3つ挙げられた中の1つ目はそのとおりです。発議があって国民投票でというのはそれはそのとおりだと思うんですけれども、前回、その前と2回続けて継続審査にしてきた大きな理由として、政府がどのように9条を変えるのかが示されていないので継続というふうに言われて、ここまで来たと思います。安倍首相はこの間、はっきりといろんなところにおいて3項を書き加えるということを言っています。だから、その方向性というのは明らかになってきたと思うんです。3項を書きかえることがどういうことを意味するかということは議論されたでしょうか。そのことについてが2つ目です。

もう一つは、自衛隊を国民の人たちが支援する、その大きな理由は、災害等における救助、 そういうところでの自衛隊に対する感謝の気持ちだとか、助かりますという、そういう気持ち は多くの国民が持っているんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、3項を書き 加えることによって、そういう国民のために活動している自衛隊の方たちが、今後は命を落と す危険性がある場所にも出向かなければいけないということになる可能性が出てくるというこ とについて、どのように議論されたのかお聞きしたいと思います。

○議長(新井 實君) 6番猪岡壽議員。

〔総務経済常任委員長 猪岡 壽君発言〕

○総務経済常任委員長(猪岡 壽君) 6番猪岡でございます。

沓澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

初めのさまざまな意見があるということで、これにつきましては、私たちも数人の支援者からも聞いておりまして、いろんな意見が出ていることは確かでございます。そういったことで、非常にこの問題は難しいということでございまして、私たちは無所属の議員が多いものですから、なかなかそれをまとめて上里議会としてこの請願に応えることは難しいということで継続してきたという経緯もございます。

それに3項を加えるとどうなのかということについてお答えいたします。

3項に自衛隊を加えるということでございますが、あくまでも加える場合は自衛隊という名目で加えるのではないかなというふうに思います。それで、先ほど回答した中の自衛隊法第3条の第1項の自衛隊の任務についてということを調べてみましたら、先ほど申し上げましたように、自衛隊は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務として、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとするということでございまして、自衛隊は、あくまでも専守防衛隊であると、それと、先ほど沓澤議員も申しましたように、最近の自衛隊は、非常に災害が今、日本の国が多いと、それに対して最後までその災害の復旧に当たっているのが自衛隊ということでございますので、自衛隊が加わったからといって、日本の国がどこかに戦争を仕掛けると、そういったことには私は当たらないと思いまして、そういう不安は全くないとは言えませんけれども、そんなにはないんじゃないかなというふうに思います。

3番目の先ほど言った自衛隊についてのことは、先ほど災害についてのことでお話ししましたので、これにつきましては省かせていただきまして、以上の理由から総務経済委員会としては、今回は不採択とさせていただきました。

以上でございます。

- ○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。
 - 3番髙橋勝利議員。

[3番 髙橋勝利君発言]

○3番(髙橋勝利君) 私も総務委員会の不採択については理解を示しております。

ただ、今日の新聞で、安倍首相が防衛大学の卒業式で訓示をしているんです。何を言っているかというと、自衛官が強い誇りを持って職務を全うできるよう環境を整えるために全力を尽くす決意だと、これはそういうことでいいです。その後に、自衛隊を憲法に明記すべきだと、持論の実現に向けて改めて意欲を示したと。災害活動と、自衛隊と全く別に考えていかないと、それをひっくるめていくというのは私はちょっと異論があります。災害といえばさっき沓澤議員が言ったように、国民誰しもが自衛隊の存在というのを、そういう面では認めているということでありますので、この辺のところは今後私たちが憲法9条については真剣に考えていくのは当然だというふうに思います。これはやはり国民投票で最後決められるわけですから、それまでにはいろいろな意見がさまざまあるわけです。それを踏まえて最終的にはそういう方向で行ったときには、議会の3分の2賛成、国民投票の結果と、こういうことになると思いますので、それを我々は見きわめていく必要があるというふうに思います。

現時点では、不採択というのはやむを得ないのかなというふうに思います。

○議長(新井 實君) 3番髙橋勝利議員に申し上げます。

内容は質疑なんですけれども、質疑はありませんか。なしですか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 請願第1号 憲法9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願に採択すべきという考えを持っていますので討論をしたいと思います。

この請願は、平成30年9月に提出され、2回の継続審査を経てこのたび不採択ということでありますけれども、安倍首相は、再三にわたっていろんな場所において憲法9条に3項を加えるという自衛隊の存在を明記するということを公言しています。この3項が加わっても何も変わらないんだというふうに言っているわけでありますけれども、法曹界の原則では、後法優位の原則ということがありまして、3項が新たに加わることによって、1、2項の効力が減殺されるということになってしまいます。そのことが非常に重要であり、危険な方向に進むのではないかなというふうに懸念しての請願であります。

先ほど質疑でも述べましたように、自衛隊によって守られる部分はたくさんあると思います。 特に、大きな災害が降りかかっている近年におきましては、自衛隊の方々に対する感謝の気持 ちを持つ国民は多数に及ぶと思います。しかしながら、憲法9条に3項を加えることによって、 軍隊と同様に集団的自衛権の行使という名目が課せられてくることになります。そうした場合、 日ごろ災害時にお世話になっている自衛隊の方々が戦場に行かなければいけない、命を落とす 危険性も生まれてくるということが大きな問題だと思います。

自分の国だけが平和であればいいということではなくて、国際紛争は軍事で解決するのではない、そういう立場に立って、世界と日本、全ての平和のために平和外交に努めていくということがますます重要ではないかなというふうに思うところです。

世界規模に大災害が起きていますので、改めて戦争で破壊するのではなくて、平和外交でお 互いに助け合っていく、そういう国際平和の構築をしていくためにも、日本国の持つ憲法9条、 それは本当に輝くべきものではないかなというふうに思っています。ですので、憲法を変える ことに反対する意見書をぜひ国に提出してほしいという趣旨の請願に、私は採択をしていただ きたかったなというふうに思い、不採択には反対です。 ○議長(新井 實君) ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(新井 實君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、請願第1号 憲法9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願についての件を起立により採決いたします。

この請願に対する総務経済常任委員会の審査結果は不採択であります。本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

もう一度申し上げます。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(新井 實君) 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました陳情第2号 国に対して「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書についての件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、髙橋仁議員。

〔文教厚生常任委員長 髙橋 仁君発言〕

○文教厚生常任委員長(髙橋 仁君) 陳情第2号、平成31年3月4日、件名は、国に対して 「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見 書」の提出を求める陳情書であります。

3月13日に委員会室において全員参加していただきまして、当件名につきましての提出を求める陳情書ということであります。結果はごらんのとおり採択ということでございます。

それでは、その委員会の中での趣旨及び陳情の事項を読ませていただきますけれども、昨今の社会事情だとか家庭の事情に応じて、今ひとり親家庭の児童も増え、ますます学童保育の必要性が高まっていると、そのような中で2015年度より子ども・子育て支援制度が施行されています。学童保育には、放課後児童支援員という資格を持つ者が配置され、児童福祉法の中で従うべき基準として定められ、その内容は厚生労働省で示されました。

当上里町の学童保育の会でも、3学童では9名の指導員が放課後児童支援員としての資格を 取りまして、よりよい保育をするためにさらに研修に努めておるということでございます。

また一方、地方分権改革の提案文書において、全国的に学童保育指導員、特に資格者の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、従うべき基準の規制緩和を求める提案が地

方から国に提出されています。仮に、守るべき基準が緩和され、現在より低い配置基準になってしまうと、子どもの命と安全を守ることができなくなるというようなことで、また、遊びや活動を制限せざるを得ないというようなことで、学童保育での子どもの生活が保障されなくなり、質の低下につながるのではないかと、今必要なのは、学童保育指導員の質の確保と処遇改善であるということでございまして、当件名の意見書を提出ということでお願いしたいということでございます。

以上のとおり、これに記載のとおり国に対する件名でありますけれども、意見書の提出を求める陳情書ということで採択ということでございます。

これをもって審査結果の報告とさせていただきます。

○議長(新井 實君) 以上で、文教厚生常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4番飯塚賢治議員。

[4番 飯塚賢治君発言]

○4番(飯塚賢治君) 4番飯塚でございます。

ちょっと質問させていただきます。

まず、この児童法の改正があったというのは2015年、今から4年前です。それまでというのは、こういった基準というのは示されていなかったわけです。それで、ここへ来て4年後、40人以下2人以上の配置ですよね。うち1人を除き、補助員の代替は可というような内容で今までやってきたわけですけれども、先ほど委員長が話をしてくださいました地方の問題、中山間部というところで、この要望等が出てきたわけですけれども、そこではこの基準では運営ができないという実態になっているわけです、今。そして、子どもを預けるお母さんたちが、言うなれば何とかしてやってほしいという声を、知事さんとか町長さんとか市長さんが、そうやって国に対して参酌してほしいというものがあったということに関して、そういった地域のことをどのように話し合われたのかお聞かせください。

○議長(新井 實君) 13番、文教厚生常任委員長、髙橋仁議員。

[文教厚生常任委員長 髙橋 仁君発言]

○文教厚生常任委員長(髙橋 仁君) ただいま議員から御質問がありましたけれども、参酌 ということで言いましたけれども、それに見習ってやろうというようなことでやった場合に、 この現状でいくと大変だということ、質の低下というものは先般にもありましたように、その 資格が中学校卒以上というような形だとか、または、いざ何かあった場合に1人でおいては対応がしにくいというような部分が現実論として出てきました。そのような形での中で行われているわけですから、本当に子どもたち中心に考えて、また、お母さん方の労働、ひとり親だとかもろもろの部分でやると、その辺のところは見直ししてほしいよというような部分かと理解をするというようなことで、委員会の中では一番その辺の放課後児童クラブ等々に詳しい委員からの発議もありましたし、そんなことの中で当委員会の中では質疑はされたのかなと思っております。

以上です。

○議長(新井 實君) 4番飯塚賢治議員。

[4番 飯塚賢治君発言]

○4番(飯塚賢治君) 4番飯塚です。

その放課後児童クラブが運営できない地域のこと、このことに関しては、その委員の皆様は どのようにお考えだったのかお聞かせください。

○議長(新井 實君) 13番、文教厚生常任委員長、髙橋仁議員。

〔文教厚生常任委員長 髙橋 仁君発言〕

○文教厚生常任委員長(髙橋 仁君) 今現在でそのままの制度でいくと、本当に子どもたちの安全のためにできるのかなということは議論されましたけれども、このままでやって質の低下を事実招くのではないかなというところのみ心配されたということであります。

以上です。

○議長(新井 實君) ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○議長(新井 實君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

4番飯塚賢治議員。

[4番 飯塚賢治君発言]

○4番(飯塚賢治君) 4番飯塚でございます。

陳情第2号 国に対して「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書について、意見書を提出するのは反対でありますので討論いたします。

2015年の児童法の改正で、これまでなかった放課後児童クラブの基準が示され、肝心なところは、放課後児童支援員を支援の単位ごとに40人以下、2人以上配置、うち1人を除き補助員

の代替は可という基準で運営してまいりました。しかし、利用者が少ない中山間地域から、現行制度では人材の確保が難しいとの声が上がり、基準を満たせず運営できなかったことから、関係の市町村長より、国に対して要件を地域の実情に応じて参酌要件としてくれないかとの要望が出され、地域分権規制緩和委員会との議論をとおして基準を地域の実情に合わせて運営ができる体制にすることでほぼ決定、近々厚労省より参酌とする旨の法律改正法案が提出される運びになっています。

学童保育指導員の処遇改善については、平成29年、30年度と処遇改善が徐々に図られ、今後においても参酌要件の法律改正とあわせて改善を図る段階になっています。命と安全を守ることができなくなると言っていますが、中山間地域では、放課後児童クラブの運営さえできない、子どもさんを預けることができないというお母さんのことなど一切考えず、基準の見直しはしてはならんという意見書の提出には断固反対であります。

以上。

○議長(新井 實君) ほかに討論はございませんか。 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 国に対して「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書に賛成でありますので討論したいと思います。

先ほど、反対の討論がありましたけれども、2015年度にできました子ども・子育て支援新制度は、あらゆる内容が守るべき、参酌すべき基準になっています。40人という定員1つとっても、40人が望ましい、そういう内容であります。そういう中において、ただ1つ守らなければいけない従うべき基準として定められたのが指導員の配置基準であります。この命を守るために従うべき基準として定められたものでありますけれども、わずか4年ほどでこれを参酌すべき、従っても従わなくてもいいですよというふうに変えようというわけであります。

先ほど述べられていましたけれども、山間地域で少人数においてそういう困り事が起きていることも事実であります。しかしながら、それは全ての基準を見直すのではなくて、そういう地域においては特別な決まり事を定めていけばいいのではないかなというのが私の考えであります。

やはり現場では、複数配置することによって、お互いに意見を交流したり、今、こちらを見ているからこちら、分業する、また、特別子どもの困り事が起きたときに、1人の指導員がそっちに集中する、そうしたときに全体を見る複数の目がやっぱり必要です。大切な命を預かるわけですので、その辺は慎重にしていかなければいけないなというふうに思います。

ですので、全く山間地域の少人数で開設できないというところを無視するのではなくて、そ うしたところにおいてはそうした特別な配慮がうたわれるべきではないかなというふうに思い、 この陳情書には賛成です。

○議長(新井 實君) ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(新井 實君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、陳情第2号 国に対して「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書についての件を起立により採決いたします。

本陳情は、文教厚生常任委員会の決定のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(新井 實君) 起立多数であります。

よって、本陳情は採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長(新井 實君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長(新井 實君) お諮りいたします。

ただいま髙橋仁議員ほか5名から、意見書第5号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書(案)についての件、次に、沓澤幸子議員ほか2名から、意見書第6号 県民投票の結果を尊重し、沖縄・辺野古基地建設を直ちに中止することを求める意見書(案)についての件、以上2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書第5号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書(案)についての件、意見書第6号 県民投票の結果を尊重し、沖縄・辺野古基地建設を直ちに中止することを求める意見書(案)についての件、以上2件を日

◎日程第32 意見書第5号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援 員等の処遇改善を求める意見書(案)について

○議長(新井 實君) 日程第32、意見書第5号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書(案)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

13番髙橋仁議員。

[13番 髙橋 仁君発言]

○13番(髙橋 仁君) 13番髙橋仁ですけれども、それでは、意見書について朗読させてもらいますけれども、放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書、放課後児童クラブは、保護者が就労等によりまして、昼間家庭にいない児童に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るところであります。

児童の安全を確保するには、児童を見守る職員の態勢が万全である必要があるわけでございます。そのために、放課後児童クラブ、突発に事故などが生じた場合、それに対応する職員のほか、その職員以外の児童に対応する者が必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされております。また、放課後児童支援員等については、研修などにより、資質を向上させていくことが必要とされております。これら職員の配置等については、国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされております。

一方、地方分権の提案募集において、全国的に放課後児童クラブの人材不足の深刻により支 障が生じているとして、当該従うべき基準を参酌する方向に進もうとしております。

仮に、当該従うべき基準を緩和して職員が1名でも多くの児童を受け持つことになった場合に、放課後児童クラブの安全性が低下するおそれがある、そもそも放課後児童クラブの運営で最優先すべきことは児童の安全の確保であり、そのための最低基準として当該従うべき基準を定めると言われたものである。これを単に放課後児童クラブの人員の確保が難しいという理由から緩和すべきものではない。また、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保とその質の向上が不可欠である。そのために、国においては経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めたが、その要件が厳しいことから、事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員の処遇改善もいまだに不十分な状況であります。よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求めるわけでございます。

記としまして1、放課後児童クラブの職員配置基準等に従うべき基準については、児童の安

全が確保されるよう堅持すること。

2、放課後児童支援員等について、給与等の処遇改善のさらなる対策を推進することであります。

以上、地方自治法第99条の規定によりまして、意見書を提出します。

提出先については記載のとおりであります。

よろしくお願いいたします。

○議長(新井 實君) これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4番飯塚賢治議員。

[4番 飯塚賢治君発言]

○4番(飯塚賢治君) 4番飯塚でございます。

ここで1つ、この文章的にどうなのかというところがあったんで確認をさせてください。

下から文章の部分の6行目、放課後児童クラブの人数の確保が難しいという理由から緩和するべきではないというのは、この先ほどの参酌の問題とは別の話だということなのか、それとも参酌する地域のことまで考えてくれての、40人集まるところの児童クラブでは緩和するべきではないという言い方なのか、ここをちょっと読み方としてどちらなのかを教えていただきたいんですが。

○議長(新井 實君) 13番髙橋仁議員。

[13番 髙橋 仁君発言]

○13番(髙橋 仁君) ただいまの議員の質問につきましてですけれども、参酌というのは、 先ほどから言っています地域地域に応じたような形でも結構ですよというような部分での参酌 かなというふうに理解していますので、両方ありかなというようなつもりでおります。

以上です。

○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長(新井 實君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(新井 實君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、意見書第5号 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書(案)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(新井 實君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 意見書第6号 県民投票の結果を尊重し、沖縄・辺野古基地建設を直ちに中止することを求める意見書(案)について

○議長(新井 實君) 日程第33、意見書第6号 県民投票の結果を尊重し、沖縄・辺野古基 地建設を直ちに中止することを求める意見書(案)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 議席番号12番沓澤幸子です。

それでは、意見書第6号について提案をさせていただきたいと思います。

読み上げて提案とさせていただきます。

県民投票の結果を尊重し、沖縄・辺野古基地建設を直ちに中止することを求める意見書 (案)。

沖縄県の米海兵隊普天間基地にかわる新基地建設計画をめぐり、名護市辺野古沿岸の埋め立ての賛否を問う県民投票が2月24日開票され、反対が7割強に及び、沖縄県民は改めて「辺野古ノー」の強い意志を表明した。

新基地建設について、沖縄県民は、これまでも知事選や国政選挙などのたびに反対の意思を表明してきたが、新基地建設での埋め立ての是非という争点を1つに絞った県民投票において、「辺野古ノー」の結果が明確に示されたことの意義は極めて大きく、政府はこの結果を重く受けとめるべきである。

県民投票の結果を受けて、安倍晋三首相は「真摯に受けとめる」と言いながら、なおも普天間基地が固定化され、危険なまま置き去りにされていることは絶対に避けなければならないという口実で、新基地建設に固執する姿勢を変えていないことは極めて遺憾である。

辺野古基地建設をめぐっては、最近になって沖縄県が公表した防衛省沖縄防衛局の調査報告書から、大浦側の6割にマヨネーズ並みの軟弱地盤が存在し、地盤改良のために打ち込む約7.7万本の砂ぐいに必要な砂の量が東京ドーム約5.25個分に相当すること、最も深いところで

水深30メートルの海底の下に60メートルの軟弱地盤の層などがあることなどが判明している。 ところが政府は、これまでこの事実を隠し続け、現在も工期や費用について明らかにしていないのが現状である。

辺野古基地建設は、沖縄県民の理解を得られないだけでなく、技術的にも政治的にも破綻していると言わざるを得ない。よって、政府においては、県民投票で示された沖縄県民の民意を受けとめ、辺野古基地建設を直ちに中止するとともに、普天間基地の無条件撤去を求めて米国と交渉するよう強く要望する。

以上であります。

慎重審議していただきまして、御議決賜りますようお願いし、提案説明とさせていただきます。

○議長(新井 實君) これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4番飯塚賢治議員。

[4番 飯塚賢治君発言]

- ○4番(飯塚賢治君) 4番飯塚でございます。
 - 1つ確認をさせてください。
- 一番下の行のところでございますが、辺野古基地建設を直ちに中止するとともに、普天間基地の無条件撤去を求めて米国と交渉するよう強く要望する、さんざん交渉してきたんですよね。さんざん交渉してきたものに関して辺野古というのを決めた段階なのに、これからまたアメリカと交渉するんですか。辺野古もだめでアメリカもだめで交渉するという、強く要望するは意味がわかりません。教えてください。
- ○議長(新井 實君) 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) ただいまの質問でありますけれども、さんざん交渉してきたという 経過はないです。きちっと普天間問題について、米軍にきちっと沖縄県民の意思を伝えて交渉 してきた政府の結果はないと思います。

代替地ありきで政策が進められてきたというふうに思います。ですので、代替地がこういう 状態でありますので、代替地が提供できなければ、普天間は永久に存続するということ自体が 成り立たないことだというふうに思っています。

○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。

3番髙橋勝利議員。

[3番 髙橋勝利君発言]

○3番(髙橋勝利君) この文章のちょっと気になるところがあるんですけれども、そもそも 辺野古の基地反対ということについて、沖縄県民は、辺野古沖縄を含めた環境が壊されるということをかなり前から言っているんですけれども、この文章を見ますと、30メートル下にこう いうことになっていますよと、こういうふうに書かれているんですけれども、本当に沖縄県民 が沖縄の環境を守る、そういうことも含めて反対をしてきたと思うんですけれども、そのよう なことが書かれていないんで、ちょっと御質問いたします。

○議長(新井 實君) 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 確かに文章的にはそういう部分はないんですけれども、沖縄県民は、繰り返し民意を示してきたと思うんです。それは、環境的にも騒音だとかいろんな被害、事件が起きたりとか、そういう部分も含めての反対の意思を示してきたわけでありまして、下から5行目のところに沖縄県民の理解は得られないというふうに書いてありますけれども、それは自然環境を含めた住環境、そういう環境も含めて沖縄県民がその意思を示してきたということが、ここにその一言でうたっているつもりです。

○議長(新井 實君) 3番髙橋勝利議員。

[3番 髙橋勝利君発言]

○3番(髙橋勝利君) 30メートルのところに軟弱なところが発見をされたというのはつい最近の話なんです。私が言いたいのは、それは最近の話であって、当初こういう辺野古の基地反対ということが出されたときは、一番沖縄県民が求めていたのは、沖縄の環境が破壊される、そういうことを大前提にして辺野古の基地移転については反対と、こういうふうに申し上げたんですけれども、その辺のところをちょっと御説明お願いします。

○議長(新井 實君) 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) そうですね、軟弱地盤があることはわかっていたんですけれども、 政府が資料を提出しなかったために、明らかになったのは最近だと思います。繰り返し反対の 意思を示してきたのは、髙橋議員がおっしゃるとおり環境を守りたいという、騒音被害だとか さまざまな被害から耐えられないという、そういう県民の意思だと思います。

下のほうに、技術的にも政治的にも破綻しているというのは、その県民の民意の理解が最初に掲げてあって、その上でさらに最近になってそういうことも明らかになってきましたという 意見書になっております。 ○議長(新井 實君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(新井 實君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(新井 實君) ないようですので、これで討論を終了いたします。 これより意見書第6号 県民投票の結果を尊重し、沖縄・辺野古基地建設を直ちに中止する ことを求める意見書(案)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(新井 實君) 起立多数であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長(新井 實君) 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたいとの旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長(新井 實君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。 これをもって、平成31年第1回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時43分閉会